

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市学校跡地活用事業（旧氷室小学校）について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和 8 年 9 月 1 日

佐野市長 金 子 裕

1 業務名及び提案内容

- (1) 業務名 佐野市学校跡地活用事業（旧氷室小学校）
- (2) 提案内容 佐野市学校跡地活用事業（旧氷室小学校）公募型プロポーザル実施説明書（以下、「実施説明書」という。）に基づき、学校跡地の有効活用を図る提案を求めるものです。

2 提案者に要求される資格

(1) 参加事業者の構成

- ① 参加事業者は、単体の事業者又は複数の事業者（以下「共同事業者」という。）によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）とします。
- ② グループによって活用事業に参加しようとする場合は、グループ内の各事業者がグループ全体の構成を承知したうえで、代表となる代表事業者を定め手続きを行ってください。
- ③ 代表事業者以外の共同事業者については、代表事業者が負担する一切の義務履行に関し連帯してその責を負うものとします。
- ④ 同一事業者が複数のグループへの参加による重複応募はできないものとします。
- ⑤ グループで参加する場合も 1 事業者とみなし、一つの提案を行うものとします。

(2) 参加事業者の制限

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定

により再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

④ 佐野市暴力団排除条例（平成 23 年佐野市条例第 16 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

⑤ 国税、地方税の滞納がない者

(3) その他

契約締結までの期間に参加資格条件等を欠くことになった場合は、失格とします。参加表明書の提出以降におけるグループ構成の変更は、原則として認めません。

3 候補者を特定するための評価基準

(1) 事業概要等（基本方針及び事業概要、既存施設の有効活用）

(2) 地域貢献等（地域の活性化、地域資源の活用、地域防災への協力、地域住民等への理解、協力）

(3) 事業運営等（事業の継続性及び実現性、事業計画及び資金計画、スケジュール）

4 所管課

〒327-8501 佐野市高砂町 1 番地

佐野市総合政策部財産マネジメント課施設マネジメント係

電話 0283-20-3050 E-mail smanagement@city.sano.lg.jp

5 実施説明書の交付期間、場所及び方法

応募者は、実施説明書を佐野市の公式ホームページからダウンロードしてください。（アドレス <https://www.city.sano.lg.jp>）

6 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 9 日（金） 午後 5 時

(2) 提出場所 4 担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は、「書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とします。持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成 17 年佐野市条例第 2 号）に規定する休日（以下「休日」という。）

を除く、午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに提出してください。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和8年11月20日(金) 午後5時
- (2) 提出場所 4 担当課に同じ
- (3) 提出方法 6 (3) に同じ

8 募集から提案採否決定までのスケジュール

手続内容	実施予定日（令和8年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	9月1日(火)
参加表明書の提出期限	10月9日(金)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	10月中旬
提案書の提出期限	11月20日(金)
プレゼンテーション及び質疑応答	11月27日（金）（予定）
特定・非特定結果の通知	12月4日（金）（予定）

9 プレゼンテーション及び質疑応答に関する事項

- (1) 日時 令和8年11月27日(金)（予定）
- (2) 場所 佐野市役所 会議室

日時、場所の確定事項は、提案書の提出要請通知に合わせてお知らせします。

(3) 方法

- ① 1事業者 40分程度（提案内容説明（20分）質疑（20分程度））とします。なお、提案事業者数によっては時間を変更する場合があります。）
- ② 提出した事業提案書以外の資料を用いることはできません。
- ③ プレゼンテーションは、非公開とします。
- ④ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とします。担当課では、会場にプロジェクター、スクリーンを準備します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とします。
- (3) その他詳細については実施要項・実施説明書によります。